# 3 学習·社会参加

「学習・社会参加」分野については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を示している。

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、 学習を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機 会が求められ、経済社会の変化に対応して絶えず 新たな知識や技術を習得する機会が必要とされる ことから、生涯のいつでも自由に学習機会を選択し て学ぶことができ、その成果が適切に評価される 生涯学習社会の形成を目指す。

また、高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、ボランティア活動を始めとする高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し、充実して過ごせる条件の整備を図る。

さらに、ボランティア活動を始めとするNPO等や シルバー人材センターにおいて行う活動は、自己実 現への欲求及び地域社会への参加意欲を充足さ せるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に 貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世 代間連帯や相互扶助の意識を醸成するものである ことから、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に活動 に参加できるよう、自発性を尊重しつつ、基盤の整 備を図る。

#### (1) 生涯学習社会の形成

ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

#### (ア) 生涯学習の推進体制の整備

国民の生涯を通じた多様な学習需要に対応した学習機会が適切に提供されるためには、国や地方公共団体が、生涯学習の振興について積極的に取り組んでいくことが重要であり、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号。以下「生涯学習振興法」という。)に基づき、生涯学習社会の形成を図っている(図3.3.1)。

# 図 3-3-1 生涯学習の推進体制の整備

法令等の整備

生涯学習の振興のための施策 の推進体制等の整備に関する 法律の制定(平成2年6月)

行政組織等の 設置(都道府県、 市町村) 担当部局の設置 生涯学習審議会の設置 生涯学習推進会議等の設置

拠点となる施設 の整備 都道府県生涯学習推進センタ -等の設置

生涯学習宣言 都市

全国159市町村 (平成13年4月現在)

資料:文部科学省

# 普及・啓発と情報提供 フェスティバル等の開催 各種の普及・啓発の実施 情報提供システムの充実 多様な学習機会の提供 学校教育の充実 社会教育の振興 スポーツ活動の推進 文化活動の推進 公開講座の受講等その他の学習機会の拡大 能力・学習成果の評価 技能審査事業の推進 大学等での単位認定の拡大 採用等における評価システムの改善

地域における生涯学習の推進体制の整備については、生涯学習担当部局の設置(平成13年4月現在全都道府県及び2,764市町村で設置)都道府県生涯学習審議会の設置(生涯学習振興法に基づき、都道府県に設置することができることとされている生涯学習の振興を図るための総合的な調査審議機関。13年4月現在38都道府県で設置)生涯学習推進会議の設置(行政関係者、教育関係者、企業の代表者で構成される連絡調整組織。13年4月現在全都道府県で設置)を促進している。

また、生涯学習振興法に基づく地域生涯学習振興基本構想(都道府県が、生涯学習に関連する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うための制度)に対する支援や同構想の作成に係る助言等を行っている。

#### (イ) 生涯学習の基盤の整備

生涯学習の機会の提供に係る基盤の整備については、地域住民が高度で体系的な学習機会を享受できるよう、市町村や地域の様々な生涯学習関連機関との連携・協力を図る都道府県の生涯学習推進センターの整備(平成13年3月現在33都道府県、6指定都市で設置)を促進するとともに、文教施設の高機能化、多機能化のための調査・研究を行っている。

また、生涯学習情報提供事業として、生涯学習情報を全国的に提供する事業を推進しているほか、生涯学習の普及・啓発については、全国生涯学習フェスティバルを開催し、シンポジウム、体験教室等を行った(平成13年10月11~15日、山形県にて開催)

さらに、都道府県及び市町村における社会教育 指導体制の充実を図るため、社会教育主事等の 資格付与講習や研修事業等を実施しているほか、 社会教育関係職員や民間指導者を対象とした研 修の充実を図るため、都道府県が行う社会教育研 修支援事業に対し補助を行っている。

#### (ウ) 学習成果の適切な評価の促進

知識や技術などの学習成果を地域社会や職場などで積極的にいかしたり、学習の励みとするための学習成果の適切な評価が求められている。

このため、民間団体が行う社会人等が習得した知識・技能の水準を審査・証明する事業のうち、教育上奨励すべきものを認定する技能審査の制度を設けている。

また、高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、大学評価・学位授与機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、専修学校専門課程(専門学校)卒業者等に対し学士の学位を授与しており、大学の正規の課程を修了していなくとも、大学の修了者と同等の水準にある者であれば、学士の取得が可能となっている(平成12年度学士授与数1,770名)。

#### イ 学校における多様な学習機会の確保

## (ア) 初等中等教育機関における 多様な学習機会の確保

児童生徒が介護・福祉などの高齢社会の課題 や高齢者に対する理解を深めることができるよう、 福祉施設等における介護体験活動への取組等、 実践的な活動を推進している。

平成13年6月には、小・中・高等学校等において ボランティア活動など社会奉仕体験活動等の体験 活動の充実を図ること等を内容とする学校教育法 (昭和22年法律第26号)の一部改正が行われた (平成13年7月施行)。

なお、小学校及び中学校の教諭の普通免許状 授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法 律(平成9年法律第90号)に基づき、小学校または 中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者 については、特殊教育諸学校、社会福祉施設等で の介護等の体験が義務付けられている。

### (イ) 高等教育機関における 社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人特別選抜の実施、夜間大学

院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施などを行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを促進している(図3.3.2)。



社会人特別選抜は、大学等への入学を希望する社会人に対し、小論文、面接等を課すことによって行う特別な入学者選抜制度であり、平成13年度現在、399大学(学部)、331大学(大学院)で実施している。

有職者等に専ら夜間において教育を行う夜間大学院は、平成13年度現在、20大学において設置されている。

昼夜開講制は、昼夜にわたって授業を開講し、 学生の生活形態に応じた履修を可能にする制度 であり、平成13年度現在、68大学(学部) 212大学 (大学院)で実施されている。

科目等履修生制度は、1又は複数の授業科目を 履修する社会人等に対し、単位の授与を可能とす る制度であり、平成11年度現在、科目等履修生制 度を置く大学は、570大学(学部) 252大学(大学 院 ) 科目等履修生の数は、1万3,779人(学部 ) 1,925人(大学院)となっている。

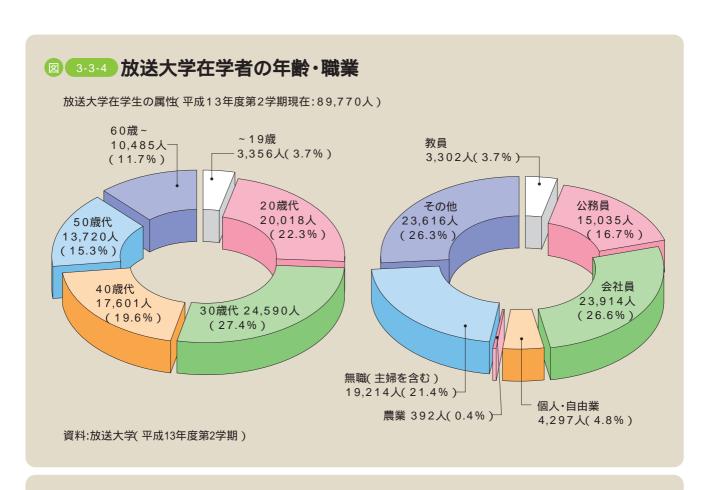
また、大学等の学術研究・教育の成果を直接社

会に開放し、大学公開講座を実施している(図3-3-3)。



放送大学においては、テレビ、ラジオなどのメディアを活用して広く社会人等に大学教育の機会を提供している。同大学在学者は、60歳以上が全体の11.7%、会社員や公務員などの有職者の割合が52.3%となるなど、その属性は多岐にわたっている

(図3・3・4)。また、放送授業を視聴するための学習 センターを全都道府県において整備している(平成 13年度現在50か所)ほか、高度専門職業人の養成 を主とした大学院を13年4月に開設し、14年4月か ら学生を受け入れることとしている。



## 表 3-3-5 学校施設の開放状況

	いずれかの施設		開放して			
	で開放している	校 舎	体育館	グラウンド	プール	いない
小学校	94.0%	21.8%	90.2%	83.8%	22.7%	6.0%
中学校	88.2	20.0	83.4	73.8	13.7	11.8
高等学校	65.0	23.4	31.6	44.0	3.8	35.0
計	89.4	21.5	82.2	76.9	18.2	10.6

資料:文部省(平成9年5月1日現在) (注) 調査対象は、全国の公立学校。

#### (ウ) 学校機能・施設の地域への開放

多様な学習活動を推進するためには、学校が有する教育機能や施設を地域に開放し、地域社会の学習ニーズにこたえていくことが必要である(表3·3·5)。

このため、平成13年3月には、小・中学校施設整備指針の改訂に際し、学校・家庭・地域と連携し

た学校施設の整備や学校開放のための施設整備を推進するための留意事項について追記し、より積極的な取組を促すとともに、学校開放を行うための施設整備に対し補助を行った。また、14年3月には幼稚園施設整備指針を改訂し、家庭や地域と連携した施設整備を推進するための留意事項を追記した。

また、小・中学校の余裕教室について、「余裕教室活用指針(平成5年文部省教育助成局長、大臣官房文教施設部長、生涯学習局長通知)に基づき、学校施設の本来の機能に配慮しつつ、積極的に社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの活用を図り、地域住民の学習活動にも資するよう、転用の具体的事例の紹介等を通じて地方公共団体を促している。

さらに平成12年度からは、学校が地域のコミュニティの拠点となるよう、社会教育施設、社会福祉施設等との連携を推進するため、具体的な学校施設の整備構想を持つ地方公共団体などに、「コミュニティの拠点としての学校施設整備に関するパイロット・モデル研究」の委嘱を行っている(13年度8件)。

また、専修学校において一般教養等に関する学習機会を提供する学校開放講座の開設に対し補助を行った。

そのほか、多様な学習歴や生活環境を有する者

に対して、広く高等学校教育の機会が確保されるよう、履修形態を単位制のみとする単位制高等学校が制度化されており、平成13年度現在、公立320校、私立55校、国立2校で設置されている。

#### ウ 多様な学習機会の提供

#### (ア) 社会教育の充実

地域の様々な社会教育活動は、高齢者の生きがいを高めるとともに、各世代が高齢者との交流や 高齢化問題についての学習を通して、高齢社会に ついての理解を深める役割を果たしている。

公民館を始め、図書館、博物館、女性教育施設等の社会教育施設や教育委員会において、幅広い年齢の人々を対象とした多くの学習機会が提供されている。この中には、高齢社会について理解を促進するためのものや高齢者を直接の対象とする学級・講座も開設されている、表3・3・6)。

## 表 3-3-6 教育委員会及び公民館における高齢者対象の学級・講座の状況

	区分	平成10年度	7年度	
受講者数		千人	2,079 千人	
学級•講座数		37,078 講座	29,522 講座	
	教養の向上	23,272	17,970	
	体育・レクリェーション	5,036	4,533	
	家庭教育·家庭生活	2,193	1,701	
	職業知識・技術の向上	350	357	
	市民意識·社会連帯	4,289	3,080	
	その他	1,938	1,881	

資料:文部省「社会教育調査」(平成11年度及び8年度) (注)年度間の状況。

こうした社会教育施設や教育委員会が開設する 各種の学級・講座を始め、地域住民の社会教育活動を総合的に推進するため、市町村が実施する地域社会教育活動総合事業に対し補助を行っている。 また、各市町村の行政区域を越えた連携や幅 広い関係機関・施設等との協力の下に、広域的な 学習機会の充実を図るため、都道府県が実施する 広域学習サービスのための体制整備事業に対し補 助を行っている。

さらに、高度な情報通信・処理機能を有するコンピュータ、各種社会教育事業を効果的に実施するための設備等を整備し、社会教育施設の機能の向上を図るため、都道府県、市町村が実施する学習活動支援設備整備事業に対し補助を行っている。

平成13年1月から14年3月においては、高齢者を含めすべての国民がIT(情報通信技術)基礎技能を習得できるようにすることを目指し、社会教育施設及び学校施設においてIT基礎技能講習を実施した(13年8月末現在、受講者数189万3千人)。

学校又は民法法人の行う通信教育のうち、社会教育上奨励すべきものについては、認定を行って普及・奨励を図っており、認定を受けた実施団体数は平成14年2月現在42、課程数は200あり、12年度における受講者数は約22万人である。

#### (イ) 文化活動の推進

地域の文化活動の振興を図るため、地域の歴 史的な町並みや生活文化・伝統芸能などをいかし

# 表 3-3-7 全国の民間生涯学習 関連事業所数

事業所の種類	事業所数
カルチャーセンター	734
(延べ受講者数308	3万1,535人)
(個人教授所)	
フィットネスクラブ	991
スポーツ・健康(フィットネスクラブ除く)	5,306
生け花・茶道	11,229
そろばん	10,467
音楽	20,546
書道	14,494
和裁·洋裁	1,383
学習塾(各種学校でないもの)	48,663
その他	21,872

資料:「カルチャーセンター」は文部省「社会教育調査(平成11年度)「個人教授所」は総務庁「事業所・企業統計調査」 (平成11年)

(注)カルチャーセンターの延べ受講者数は、平成10年度の1年間。

た文化のまちづくりの実施、国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会の提供、音楽・演劇等の舞台芸術の巡回公演や国立美術館・博物館等の所蔵作品の巡回展等による芸術鑑賞機会の充実を図るとともに、公立文化会館等に対する芸術文化情報の提供や施設職員のための研修の実施等、文化施設運営の支援などを通じて文化活動の活性化と定着化を図っている。

#### (ウ) スポーツの振興

国民の誰もが生涯にわたリスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するために、総合型地域スポーツクラブや広域スポーツセンターの育成の支援のほか、スポーツ施設の整備、全国スポーツ・レクリエーション祭の開催等各種生涯スポーツ事業の実施、指導者の養成確保等を行っている。

#### (エ) 民間事業の振興

民間事業者によるカルチャーセンター、スポーツクラブ、美術館等の生涯学習関連事業は、多様な学習機会や、地域住民等に身近な活動の場を提供するため、生涯学習基盤の総合的な整備を進める観点から大きな役割を期待されている(表3.3.7)。



高齢者を対象とした社交ダンス教室(愛媛県)

このため、民間事業者が行う生涯学習関連施設の整備に対して、日本政策投資銀行による融資を実施している。また、海外における生涯学習先進事例の紹介を通じて生涯学習振興方策を研究するための生涯学習国際シンポジウムを開催した(平成13年7月15日、北海道恵庭市にて開催)。

#### エ 勤労者の学習活動の支援

生涯学習社会を形成するためには、時間的余裕に乏しく、学習歴や学習目的も多様な勤労者が、 学習活動に参加しやすい条件を整備することが必要である。

このため、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針を定め、有給教育訓練休暇制度等の普及促進などを図っている。

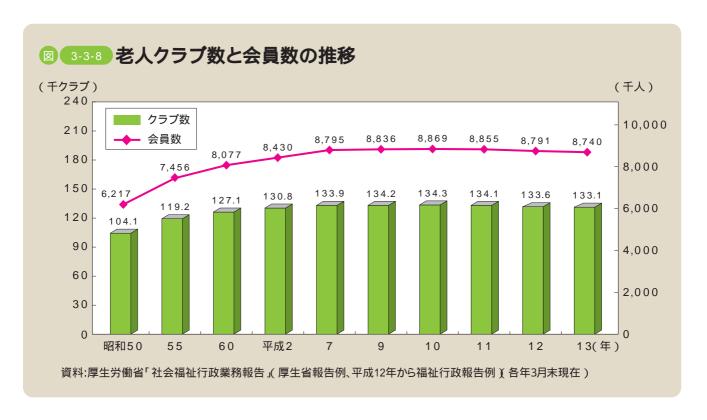
また、教育訓練給付金制度については、平成13年 1月より支給上限額を30万円に引き上げたほか、大 学等の講座を指定の対象に加える等の制度拡充 を行い、これらの活用により、勤労者の自発的な能 力開発を支援している。

#### (2) 社会参加活動の促進

#### ア 高齢者の社会参加活動の促進

#### (ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者自身が社会における役割を見いだし、生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう、各種社会環境の条件整備に努めることが重要になっている。このため、地域において、社会参加活動を総合的に実施している老人クラブに対し助成を行い、その振興を図っている(図3.3.8)。



また、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する ため、市町村が行う高齢者の社会活動の啓発普 及、高齢者のボランティア活動への支援等に対し 補助を行っている。平成13年10月には、全国健康福祉祭(ねんりんピック)を広島県で開催した。

さらに、高齢者の持つ豊かな知識・経験や学習

の成果をいかした社会参加活動を支援する観点から、高齢者の社会参加活動の振興方策について国民各層による幅広い意見交換を行う全国高齢者社会参加フォーラムの開催(平成13年度は10月15日山形県にて開催)等を行った。

また、人々の学習の成果をまちづくり等にいかしていくため、NPO等と連携し、公民館等を中心としてまちづくり支援事業を行い、地域社会の活性化を図っている。

そのほか、シルバー人材センターにおいて、高齢 者の地域社会活動への参加を促進している。

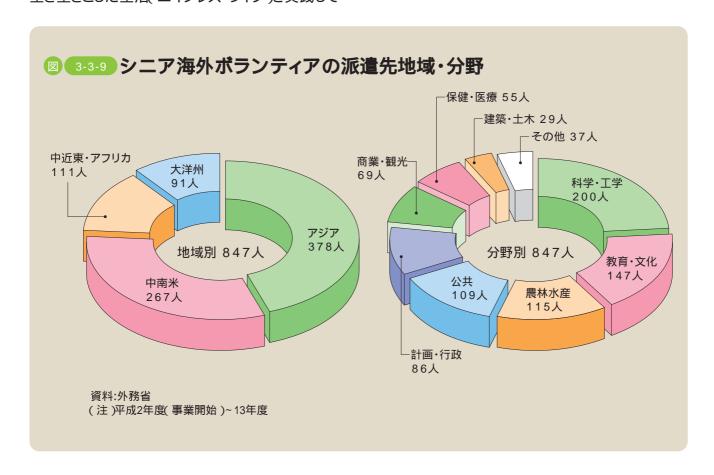
また、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする方々などの参考となるよう、年齢にとらわれず生き生きとした生活(エイジレス・ライフ)を実践して

いる高齢者、地域社会とのかかわりをもち続けながら積極的に社会参加活動を行っている高齢者グループ等についての活動事例を広く紹介している。

#### (イ) 高齢者の海外支援活動

国際交流の進展に伴い、高齢者の持つ豊かな 知識、経験、能力を海外において活用することが 重要になっている。

このため、中高年層の海外技術協力の一環として、豊富な知識、経験、技術を有し、かつ途上国の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年を海外に派遣するシニア海外ボランティア事業(平成13年度実績336名(新規派遣人数))等を行っている(図3・3・9)。



#### (ウ) 高齢者の余暇時間等の充実

高齢者等が快適かつ安心に散策しながら観光 できる空間形成を図るため、観光資源が散在し、 高齢者等でも歩いて回れる散策ルートを形成している地域を対象に、トイレ、観光案内所、休憩施設等のバリアフリー化を推進している。

また、高齢者が日常生活において適切に情報を得ることができるよう、テレビジョン放送における字幕放送等の充実を図るため、字幕番組の制作技術の研究開発を行うとともに、字幕番組等の制作に対し助成を行っている。

#### イ NPO等の活動基盤の整備

ボランティア活動に対する興味・関心は年々高まっており、平成13年4月におけるボランティア活動者総数は721万9,000人、ボランティアグループ数は9万7,000グループに達しており、活動内容も多岐にわたっている(図3-3-10、表3-3-11)。





資料:全国社会福祉協議会「平成12年度社会福祉協議会基本調査」、「平成12年度都道府県・指定都市社会福祉協議会 ボランティアセンター関係調査」

(注)都道府県・指定都市及び市区町村社会福祉協議会のボランティアセンターが把握している数値である。

# ₹ 3-3-11 ボランティアの主な活動内容

	高齢者対象の福祉活動	障害児・者対象の	児童対象の福祉活動	環境に関する活動	地域活動	文化·伝承活動	国際交流·国際協力活動	・レクリエーション活動一般対象のスポーツ	その他の活動
団 体	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	59.1	47.0	15.6	11.9	4.6	2.6	1.7	1.1	16.5
個人	69.8	44.8	15.8	14.0	5.9	2.3	3.2	1.7	20.3

資料:全国社会福祉協議会「全国ボランティア活動者実態調査」(平成8年)

(注)調査対象は全国から抽出されたボランティア団体・グループ(2,344団体)及び個人(3,961人)で、複数回答。

ボランティア活動の基盤の整備については、市 区町村、都道府県・指定都市、中央の各段階にお ける社会福祉協議会のボランティアセンターの活動 等を支援している。

市区町村段階においては、ボランティア活動入門 講座の開催、情報誌の発行、登録・あっせん・相 談等を行うボランティア養成等に対し補助を行って いる。

都道府県・指定都市段階においては、社会人等にボランティア活動の機会を提供する社会人福祉活動体験事業、シニアボランティア団体の育成・運営の方法等の習得を目的とした養成研修等を内容とするボランティア振興事業に対し補助を行っている。

中央段階においては、全国ボランティア活動振興 センター事業として、都道府県・指定都市ボランティ アセンター担当者の研修、全国ボランティアフェスティバルの開催等に対し補助を行っている。

また、生涯学習振興の観点から、地域におけるボランティアコーディネイトシステムの整備充実を図

るとともに、全国ボランティア情報提供・相談窓口を 開設しているほか、全国各ブロックにおいて生涯学 習ボランティア推進フォーラムを開催している。

平成13年6月には、教育委員会の事務に青少年に対してボランティア活動など社会奉仕体験活動等の体験活動等の機会を提供する事業の実施等の事務を規定することを内容とする社会教育法の一部改正が行われた(13年7月施行)。

大学や高等学校の入学者選抜においては、ボランティア活動や社会奉仕活動に対し、適切な評価が行われるよう配慮を求めている。

また、平成13(2001)年の「ボランティア国際年」を契機として、ボランティア活動の意義や役割等を広く国民に周知する観点から、シンポジウムや芸術作品展を開催した。

さらに、特定非営利活動促進法(平成10年法律 第7号 に基づき、法人格を付与すること等を通じて、 ボランティア活動を始めとしたNPOの活動を促進 するための環境整備を図っている(表3.3.12)。

# **懇 3-3-12 特定非営利活動法人(NPO法人)の認証数**

所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数
北海道	289	神奈川県	398	大阪府	493	福岡県	216
青森県	35	新潟県	74	兵庫県	193	佐賀県	33
岩手県	64	富山県	23	奈良県	44	長崎県	46
宮城県	113	石川県	43	和歌山県	39	熊本県	73
秋田県	31	福井県	48	鳥取県	23	大分県	45
山形県	47	山梨県	33	島根県	26	宮崎県	36
福島県	59	長野県	98	岡山県	78	鹿児島県	34
茨城県	87	岐阜県	63	広島県	96	沖縄県	55
栃木県	96	静岡県	180	山口県	66	都道府県計	6,009
群馬県	139	愛知県	157	徳島県	26		
埼玉県	159	三重県	116	香川県	38	内閣府	587
千葉県	214	滋賀県	54	愛媛県	50		
東京都	1459	京都府	181	高知県	39	合 計	6,596

資料:内閣府国民生活局(平成10年12月1日~14年3月29日累計)